

原産地の認定基準

【関税法施行令・関税法施行規則・関税法基本通達（抜粋）】

関税法施行令

（特例申告書の記載事項等）

第4条の2 法第7条の2第1項（申告の特例）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特例申告貨物（法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）
（法第4条第1項第2号（課税物件の確定の時期）に係る同項ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該特例申告貨物の原料として使用された外国貨物。第3号及び第4号を除き、以下この条において同じ。）の記号、番号、品名並びに課税標準となるべき数量及び価格

二 特例申告貨物の原産地

（第3号～第12号 略）

（第2項及び第3項 略）

4 第1項第2号に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（第36条の3第1項第2号、第36条の4第2号、第51条の4第1項第2号、第51条の12第1項第2号及び第59条第1項第2号において「原産地」という。）をいう。

一 一の国又は地域において完全に生産された物品として財務省令で定める物品

二 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

関税法施行規則

（完全に生産された物品の指定）

第1条の6 令第4条の2第4項第1号（特例申告書の記載事項等）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 一の国又は地域（その大陸棚を含む。）において採掘された鉱物性生産品

二 一の国又は地域において収穫された植物性生産品

三 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物（生きているものに限る。）

四 一の国又は地域において動物（生きているものに限る。）から得られた物品

五 一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物品

六 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物

七 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品

八 一の国又は地域の船舶その他の構造物により公海で採掘された鉱物性生産品（第1号に該当するものを除く。）

- 九 一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収のみに適するもの
- 十 一の国又は地域において行われた製造の際に生じたくず
- 十一 一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品

(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)

第1条の7 令第4条の2第4項第2号(特例申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める加工又は製造は、物品の該当する関税定率法(明治43年法律第54号)別表の項が当該物品のすべての原料又は材料(当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。)の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造(税関長が指定する加工又は製造を含む。)とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品(一の国又は地域において生産された第1条の6に掲げる物品及び第1条の7に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品)の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらからのみ成る操作及び露光していない平面状写真フィルムを巻くことを除く。

関税法基本通達

(協定税率を適用する場合の原産地の認定基準)

68-3-5 協定税率を適用する場合における輸入物品の原産地の認定については、令第4条の2第4項、規則第1条の6及び規則第1条の7によるものとするが、これらの規定による用語の意義等については次による。

- (1) 令第4条の2第4項各号に定める、「一の国又は地域」とは、外国貿易等に関する統計基本通達別紙第1(統計国名符号表)の国又は地域をいう。
- (2) 物品の生産が二国以上にわたる場合は、令第4条の2第4項第2号及び規則第1条の7の規定を適用して原産地を決定するが、この場合、実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の国を原産地とするものとする。
- (3) 規則第1条の6第6号から第8号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、当該一の国又は地域の旗を掲げて航行する船舶とする。
- (4) 規則第1条の7に規定する「税関長が指定する加工又は製造」とは、次に掲げる製造とするものとする。
 - (イ) 天然研磨材料について、その原石を粉砕し、かつ、粒度をそろえる加工
 - (ロ) 糖類、油脂、ろう又は化学品について、その用途に変更をもたらし、又その用途を特定化するような精製
 - (ハ) 関税率表の第6部又は第7部の物品について、化学的変換を伴う製造
 - (ニ) 革、糸又は織物類について、染色、着色、シルケット加工、樹脂加工、型押しその他これらに類する加工
 - (ホ) 単糸からの撚糸の製造

- (へ) 関税率表の第 68.12 項又は第 70.19 項に属する物品について次に掲げる製造
 - i 繊維からの糸の製造
 - ii 糸からの織物の製造
 - iii 繊維、糸又は織物からの衣類その他の製品の製造
 - (ト) 関税率表の第 71.01 項から第 71.04 項までに属する加工していない物品からの当該各項に属する物品の製造
 - (チ) 合金にすること
 - (リ) 金属のくずから金属の塊の製造
 - (ヌ) 金属の板、シート又はストリップからの金属のはくの製造
 - (ル) 関税率表の第 71 類（貴金属に限る。）、第 74 類から第 76 類まで又は第 78 類から第 81 類までに属する物品（インゴット、棒、線その他同表の第 72.03 項、第 72.05 項から第 72.17 項まで、第 72.28 項又は第 73.01 項から第 73.26 項までに掲げる物品の形状のものに限る。）の製造（ただし、同表の第 72.03 項、第 72.05 項から第 72.17 項まで、第 72.28 項又は第 73.01 項から第 73.26 項までにおいて鉄鋼を当該製造の原料又は材料である金属に読み替えた場合において、当該製造前の物品と製造後の物品とが同一の項に属することとなる製造を除く。）
 - (ヲ) 関税率表第 96.01 項又は第 96.02 項に属する加工品からの当該加工品と同じ項に属する製品の製造
- (5) 自国産以外の 2 種類以上の原料または材料（以下「原材料」という。）を使用した製造において、当該原材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものがある場合において、重要な構成要素となる原材料からみて、当該製造が令第 1 条の 7 に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）に該当するときは、当該製造は令第 1 条の 7 に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とみなすものとする。